

計算を行うこととされています（旧法令 136 の 3 ②）。

## (2) 長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度

法人が、長期割賦販売等に該当する資産の販売等をした場合において、その資産の販売等に係る収益の額及び費用の額につき、その資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供の日の属する事業年度以後の各事業年度の確定した決算において延払基準の方法により経理したときは、その経理した収益の額及び費用の額は、当該各事業年度の所得の益金の額及び損金の額に算入することとされています（法 63①）。

### 〔改正の内容〕

#### (1) リース取引に係る所得計算

所有権移転外ファイナンス・リース取引についても売買取引に準じた処理を行うこととされ、次の改正が行われました。

##### イ 売買として取り扱われるリース取引

法人がリース取引を行った場合には、そのリース資産の賃貸人から賃借人への引渡しの時にそのリース資産の売買があったものとして、その賃貸人又は賃借人である法人の各事業年度の所得の計算を行うこととされました（法 64 の 2①）。

(注) 企業会計においても、所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうちリース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められる取引以外の取引をいいます。）に関して、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を廃止し、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされています（企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成 19 年 3 月 30 日企業会計基準委員会））。

##### ロ 金銭の貸借として取り扱われるリース取引

法人が譲受人から譲渡人に対する賃貸（リース取引に該当するものに限りです。）を条件に資産の売買を行った場合において、その資産の種類、その売買及び賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められるときは、改正前と同様に、その資産の売買はなかったものとし、かつ、その譲受人からその譲渡人に対する金銭の貸付けがあったものとして、その譲受人又は譲渡人である法人の各事業年度の所得の計算を行うこととされました（法 64 の 2②）。

#### ハ リース取引の範囲の整備

(イ) リース取引の範囲から、土地の賃貸借のうち、法令第 138 条（借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入）の規定の適用のあるもの及び次に掲げる要件（これらに準ずるものを含みます。）のいずれにも該当しないものが除かれることとされました（法 64 の 2 ③、法令 131 の 2 ①）。

① その土地の賃貸借に係る契約において定められているその賃貸借の期間（以下「賃貸借期間」といいます。）の終了の時又はその賃貸借期間の中途において、その土地が無償又は名目的な対価の額でその賃貸借に係る賃借人に譲渡されるものであること（法令 131 の 2 ①一）

② その土地の賃貸借に係る賃借人に対し、賃貸借期間終了の時又は賃貸借期間の中途においてその土地を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているものであること（法令 131 の 2 ①二）

(ロ) 資産の賃貸借につき、その賃貸借期間（その資産の賃貸借に係る契約の解除をすることができないものとされている期間に限りです。）において賃借人が支払う賃借料の金額の合計額がその資産の取得のために通常要する価額のおおむね 90% に相当する金額を超える場合には、その資産の賃貸借は、リース取引に該当する要件である「資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること」に該当するものとされました（法令 131 の 2 ②）。

#### (2) 長期割賦販売等

##### イ 長期割賦販売等の範囲

長期割賦販売等の範囲にリース譲渡（リース取引によるリース資産の引渡しをいいます。以下同じ。）が追加されました（法 63⑥）。

##### ロ 延払基準の方法

リース譲渡に該当する長期割賦販売等について、次の(イ)及び(ロ)に掲げる金額の合計額を当該事業年度の収益の額とし、(ハ)に掲げる金額を当該事業年度の費用の額とする方法が、延払基準の方法に追加されました（法令 124①二）。

|      |     |                                                                                                                                                    |
|------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 収益の額 | (イ) | $\left( \frac{\text{元本相当額}}{\text{長期割賦販売等の対価の額}} - \frac{\text{利息相当額}}{\text{利息相当額}} \right) \times \frac{\text{当期におけるリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}}$ |
|      | (ロ) | 長期割賦販売等の利息相当額がその元本相当額のうちその支払の期日が到来していないものの金額に応じて生ずるものとした場合に当期におけるリース期間に帰せられる利息相当額                                                                  |
| 費用の額 | (ハ) | $\text{長期割賦販売等の原価の額} \times \frac{\text{当期におけるリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}}$                                                                         |

## ハ リース譲渡の特例

法人がリース譲渡を行った場合には、次の(イ)及び(ロ)に掲げる金額の合計額を当該事業年度の収益の額とし、(ハ)に掲げる金額を当該事業年度の費用の額として、各事業年度の所得の計算を行うことができるものとされました(法 63②、法令 124③④)。

|      |     |                                                                                                                                                                                                                            |
|------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 収益の額 | (イ) | $\left[ \text{リース譲渡の対価の額} - \left\{ \left( \frac{\text{リース譲渡の対価の額}}{\text{リース譲渡の原価の額}} - \frac{\text{利息相当額}}{\text{リース譲渡の原価の額}} \right) \times 20\% \right\} \right] \times \frac{\text{当期におけるリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}}$ |
|      | (ロ) | リース譲渡に係る賦払金の支払を、支払期間をリース期間と、支払日を当該リース譲渡に係る対価の支払の期日と、各支払日の支払額を当該リース譲渡に係る対価の各支払日の支払額と、利息の総額を利息相当額と、元本の総額を元本相当額とし、利率をその支払期間、支払日、各支払日の支払額、利息の総額及び元本の総額を基礎とした複利法により求められる一定の率として賦払の方法により行うものとした場合に当期におけるリース期間に帰せられる利息の額に相当する金額   |
| 費用の額 | (ハ) | $\text{リース譲渡の原価の額} \times \frac{\text{当期におけるリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}}$                                                                                                                                                   |

(注) この特例は、リース譲渡の日の属する事業年度の確定申告書に、収益の額及び費用の額の益金算入及び損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用されます(法 63⑦)。

## 二 その他

| 改正事項                                                            | 改正の内容                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>イ 延払基準の方法により経理しなかった場合等の処理</b><br>(法令125②)                    | ○ リース譲渡の特例の適用を受けている法人が、その適用を受けているリース譲渡に係る契約の解除又は他の者に対する移転（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立による移転を除きます。）をした場合には、そのリース譲渡に係る収益及び費用の額（既に益金の額及び損金の額に算入されたものを除きます。）は、その解除又は移転をした事業年度の益金の額及び損金の額に算入することとされました。                                                                             |
| <b>ロ 連結納税の開始等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理に関する規定の不適用</b><br>(法令126②二)  | ○ 資産の販売等又はリース譲渡に係る契約を連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度において他の者に移転をした場合におけるその移転をした契約は、連結開始又は連結加入に伴う未実現損益の計上対象となる契約から除かれることが明確化されました。                                                                                                                                                    |
| <b>ハ 非適格株式交換等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理に関する規定の不適用</b><br>(法令126の2②) | ○ 次に掲げる契約は、法第62条第1項に規定する非適格株式交換等に伴う未実現損益の計上対象となる契約から除かれることが明確化されました。<br>・ 資産の販売等又はリース譲渡に係る契約を非適格株式交換等の日の属する事業年度開始の日からその非適格株式交換等の日の前日までの期間内に他の者に移転をした場合におけるその移転をした契約<br>・ 資産の販売等又はリース譲渡に係る契約を非適格株式交換等の日から同日の属する事業年度終了の日までの期間内に締結し、又は当該期間内に他の者から移転を受けた場合におけるその締結し、又は移転を受けた契約 |
| <b>ニ 適格組織再編成が行われた場合における延払基準の適用</b><br>(法令128②)                  | ○ 法人が適格組織再編成（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。）により被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。以下同じ。）から、その被合併法人等においてリース譲渡の特例の適用を受けている契約の移転を受けた場合には、そのリース譲渡に係る対価の額及び原価の額並びにリース期間等をその法人が行ったリース譲渡に係る対価の額及び原価の額並びにリース期間等とみなして、適格組織再編成の日の属する事業年度以後の各事業年度において、リース譲渡の特例を適用することとされました。       |

〔適用時期〕

平成20年4月1日以後に締結される契約に係るリース取引について適用され、同日前に締結された契約に係るリース取引については、従来どおり適用されます(改正法附則43、44、改正法令附則21)。

#### 4 棚卸資産の評価方法等に関する規定の整備

棚卸資産の評価に関する企業会計の整備等に伴い、次の改正が行われました。

| 改 正 事 項                                   | 改 正 の 内 容                                                                                                          | 適 用 時 期 等                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 棚卸資産の定義(法220、旧法220、改正法附則1、32)         | ○ 棚卸資産の範囲から短期売買商品(17ページの(1)参照)が除かれました。                                                                             | 平19.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。                                                                                                                                             |
| (2) 棚卸資産の評価の方法(法令28①②、旧法令28①②、改正法令附則2、10) | ○ 低価法を適用する場合において、原価法により評価した価額と比較することとなる期末評価額が、「当該事業年度終了の時におけるその取得に通常要する価額」(再調達原価)から「当該事業年度終了の時における価額」(時価)に改められました。 | 平19.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。<br>なお、平19.3.31の属する事業年度においてその有する棚卸資産について低価法を選定している法人の平19.4.1から平20.3.31までの間に開始する各事業年度においては、再調達原価を期末評価額として、この制度を適用することができます(一定の要件を満たす場合に限ります。) |